

10月は「飼い主マナー向上推進月間」

県では、人と動物の共生する社会を実現するために、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を目的とし、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と定めています。

私たちが暮らすまちには、動物を飼っていない人や、動物が苦手な人など、さまざまの人がいます。それぞ

れが心地よく暮らしていけるよう、近所の方にも配慮して動物を飼うことが必要です。今一度、マナーを見直してみましょ



N家(牛久町) はな



【種類】MIX(メス14歳)

食いしん坊のはなです。元気で長生きしてね!!

ペットの
写真
募集中!

投稿者の氏名・住所・電話番号と、ペットの名前(ふりがな)・種類・性別・年齢・30~40字の紹介コメントを記入の上、メールまたは封書でお送りください。【あて先】〒300-1292牛久市中央3-15-1「環境政策課わんにゃんこ」係
E kankyoku@city.ushiku.ibaraki.jp※犬は市に登録していること。※封書の場合、写真は返却しません。
※掲載に不適切と思われる写真については、掲載しない場合がありますのでご了承ください。



消費生活の窓

※4月1日より本庁舎から移転しました。

問 牛久市消費生活センター ☎830-8802
(市役所第3分庁舎2階 商工観光課内)

相談日 月~金曜日(午前9時~正午/午後1時~4時)

ロードサービス業者との
料金トラブル急増!



事例

自動車パンクしたためインターネット広告で「タイヤパンク3千円から」と表示されたロードサービス業者に連絡した。現場の見積りで「1万5千円」と言われ、自動車保険に加入していることを伝えたとところ「全額損害保険会社が負担してくれる」と言われた。

作業実施後、レッカー移動とタイヤ購入交換で15万円を請求され、高いと思ったがやむなく現金で支払った。その後、損害保険会社に請求したところ「2万円程度しか出せない」と言われた。(30歳代 男性)



最近、インターネット広告で格安、迅速、高品質であることを強調している一部のロードサービス業者に連絡した結果、上記のような事例のほか、「広告とは異なる高額な費用請求を受けた」「広告にはない多額のキャンセル料を請求された」「作業内容が不適切で直らなかった」等のトラブルが急増しています。

アドバイス

- ◆ 自動車の故障等が生じた場合はまずは契約している損害保険会社や保険代理店、もしくは車を購入した販売会社に問い合わせましょう。
- ◆ サイト等の表示や電話で説明された料金を鵜呑みにしないようにしましょう。
- ◆ 請求された金額や作業内容に納得できない場合はすぐに支払わず、きちんとした説明を求めましょう。